

## 第4章

### 高等学校・特別支援学校の指導事例



令和7(2025)年度人権に関する作品コンクール  
イラストの部 入賞作品  
『小さな段差、大きな障壁』  
宇都宮文星女子高等学校 寺上 結 さん

## 指導事例の説明

共働き家庭が主流となり、育児介護休業法の改正に伴い、産後パパ育休（出生時育児休業）制度が創設され、若い世代を中心に育児休業を取得する男性も増えています。一方で、性別役割分担意識は根強く残り、家事・育児を担う女性は多く、夫婦の家事時間を比べると圧倒的に女性が担っている時間が多いのが現状です。

今回の授業では、男女の家事・育児の分担を考える活動をとおして、どのようにしたら家事・育児の男女格差をなくせるか考えます。そして、自らがもつ人権意識を見直し、日常生活における女性の人権に配慮し、家庭生活を担う一員として互いに協力して家事・育児に取り組む意欲や実践力を養います。

## 本時の目標

- ・ 新生児が生まれた夫婦を想定し、男女が協力して家事・育児を行うシミュレーションをとおして、固定的な性別役割分担意識にとらわれない家庭生活を考える。

## 人権教育の視点

- ・ どのようにして家事・育児の男女格差をなくせるか考え、協力して家事・育児に取り組もうとする。  
(実践力)

## 生かしたい生徒

- ・ 生徒 A は、家庭では家事を進んで行っており、学級内では周囲の意見を尊重しつつ、自分の意見をしっかり述べる様子が見られる。今回の授業では、この生徒のよさを生かして、生徒達から多様な意見を引き出すことで、家事の楽しさややりがいを学級全体に波及させ、男女が協力して家事・育児を行う態度を身に付けさせたい。

## 人権教育の目標を踏まえた次の発達段階につなげるポイント

本時の男女の家事・育児分担を考える活動をとおして、女性の人権に目を向け、日常生活における人権への配慮が態度や行動につながることを目指します。さらに次の発達段階である成人の目標につなげていくために、「家事・育児のシミュレーション」を行い、家庭生活における男女格差という女性の人権課題を意識させます。自らがもつ人権意識を振り返り、男女が互いに協力して家事・育児に取り組むことの当事者意識を喚起させると同時に、「家事・育児のシミュレーション」をきっかけに、様々な女性の人権問題へ視野を広げ、日常生活における人権への配慮、態度や行動につながる人権意識を高め、人権尊重社会の形成者として必要な資質や能力を養います。

## 展開

このような特性のある児童生徒、いませんか？  
【先を見通せない・やるべきことになかなか取り組めない】

特別支援教育の視点を  
踏まえた支援

	学習活動	・指導上の留意点 ◎人権教育上の配慮	資料・準備物
導入	1 学習課題を確認する。  家事・育児の分担を見直すことをとおして、よりよい家庭生活について考えよう。	・2人1組になるよう指示する。  ◎可能な限り、ペアが男女1人ずつになるよう計画する。	・ワークシート①
展開	2 赤ちゃんのお世話で必要なことを書き出して検討し、確認する。  3 赤ちゃんの生活に合わせて、いつだれが赤ちゃんのお世話をするか、家事を行うか考える。  4 男女のどちらかに偏っていないか、偏っていた場合、どこを改善するかを考える。	・赤ちゃんが泣いている理由を見て、必要なお世話を2人で考えるよう声かけする。 ・自分が赤ちゃんだったころに自分を育ててくれた人がどのようなことをしてくれたかを伝え、考えるヒントを与える。  ・夫もしくは妻のどちらかを担当し、それぞれがお世話と家事をどう分担するかを考え、具体例を元に時系列で書くよう説明する。  ・偏りがあった場合、どちらが対応するかを考え直し、改善するよう指示する。  ◎性別役割分担について説明し、それぞれの生徒がやるべきことを考えさせることをとおして、よりよい家事・育児の分担や家庭生活の充実に努めようとする態度を育成する。(実践力)	・ワークシート② 「赤ちゃんとの生活シミュレーションシート」
ふりかえり	5 授業をとおして気付いたことや考えたこと、これからの自分の生活に生かしていきたいこと等をまとめる。	・赤ちゃんのお世話は思っていた以上にやることが多いことや、お互いが協力して行うことが重要であることを全体で確認する。  ◎家事・育児について男女格差をなくし、協力して取り組むことを実践するよう伝える。  ・こどもの成長への喜びなども最後に伝える。	・ワークシート①

学習課題を、カードや板書、分かりやすい言葉で伝えて、活動の見通しをもてるようにしましょう。

「考える」「書く」「話し合う」などの活動内容と時間をはっきり伝えましょう。

意見を書くカードやタブレット、ホワイトボードなどがあると良いですね。

まず、教師が生徒の考えを積極的に認めることで、互いの考えを認め合えるような雰囲気作りをしましょう。

## 補助教材・補助資料等

・ワークシート①・②（生徒の実態に応じてアレンジ可）

「赤ちゃんとの生活から、男女の家事・育児の分担を考えよう」 ワークシート①

( ) 年 ( ) 組  
氏名 ( )

赤ちゃんのお世話、誰がする！？  
よりよい家事・育児の分担を考えよう！  
一家事・育児の分担から、女性の人権を考えるー

…とある夫婦に赤ちゃんが生まれました。

さて、夫婦のお互いの両親は遠くにおり、赤ちゃんのお世話を夫婦2人ですることになりました。

赤ちゃんとの生活は2人とも初めて！さて、どうやってお世話したらいいだろう？

赤ちゃんとの生活は、大人の生活とまるで違う。

赤ちゃんは1日寝てるんだし、お世話なんて楽勝って思ってた？

パパは男だし、家事育児は女の仕事だろ？お世話は全部ママがやればいい。

そんな考えを持っていませんか？

ママは赤ちゃんの慣れないお世話と共に、2人の食事の用意に洗濯や買い物など寝る時間も惜しんで家事育児。

それっていいのかな？女だからって全部ママに押しつけるのはどうなんだろう？

今回は、我が家に赤ちゃん（新生児：誕生～生後1ヶ月）がやってきたと想定して、2人1組になって赤ちゃんのお世話（育児）をすること、そのときの生活行為（家事）はどちらが行うか、考えてみましょう！

《赤ちゃん（新生児）の1日の生活》

問1 赤ちゃんが泣いてるよ。泣いている理由から、何をしたら泣き止むか語群から選んで書いてみよう。

おなかですいた

ねむい

ぐずる  
(泣く・グズグズ・機嫌悪い)

目がさめた(覚醒)

おむつがぬれている  
(うんち・おしっこ出た)

お風呂に入る

【語群】 授乳 おむつ替え 沐浴 抱っこ  
あやす あやす・抱っこ あやす・歌う

用語説明：あやす 赤ちゃんや幼児の機嫌良くなるように、うまくだめること

参考：新生児（誕生～生後1ヶ月）の生活・めやす（1日あたり）

- ・睡眠時間（合計）：12～17時間 ※2～3時間おきに起きるよ！
- ・授乳 : 8～12回（2～3時間に1回）
- ・おむつ替え : 8～12回（2～3時間に1回）
- ・おしっこの回数：15～20回 ・うんちの回数 : 2～10回
- ・沐浴 : 1回

問2 赤ちゃんとのコミュニケーションを見て、夫婦のどちらがお世話を担当するか、生活行為（家事や睡眠など）はどちらが行うか考えよう。そのときに、赤ちゃんを産んだ後のママ（女性）の体がどのような状態かを考えた上で、担当を考えてみよう。

《産後の母親の体の状態》

- ・情緒不安定  
(急激なホルモンバランスの乱れ  
→泣きたくなる・イライラ・気分の落ち込み・不安  
→産後ブルーや産後うつ)
- ・睡眠不足(夜間授乳) ・疲労感(慣れない育児)
- ・出産による傷に痛み  
(会陰の傷の痛み・帝王切開による術後の痛み・子宮が元に戻らうとする痛みなど)
- ・出血(悪露：産後しばらくは出血が多く、徐々に減る)
- ・足のむくみ
- ・便秘になりやすい、排尿しにくい
- ・胸の張り  
(母乳が出始める頃に、胸が重たくなり、張ると痛みを伴うこともある)



問3 赤ちゃんの生活に合わせて、いつ誰が赤ちゃんの世話をするか、自分たちの生活行為はどうするかを2人で考えて語群から言葉を選んで表に書き入れてみよう。

できあがったら見直してどちからかに偏っていないか、偏っていた場合、どこを改善すればいいかを考えて書き直してみよう。

問4 赤ちゃんのお世話を考えたことから、感じたことや考えたこと、これからの自分の生活に生かしていきたいことを書いてみよう。

Blank lines for writing answers to question 4.

赤ちゃんのお世話、誰がする!?  
 赤ちゃんの一日(例) **場面設定** 赤ちゃんは生後14日、父親・母親ともに育児休業中。  
 二人で赤ちゃんのお世話を自分たちの生活行為を行う。誰が、いつ、何を?

午前	0時	1時	2時	3時	4時	5時	6時	7時	8時	9時	10時	11時	12時
赤ちゃん	睡眠	睡眠・覚醒	おしっこ・泣く	すいた・泣く	おしっこ・泣く	くずる	睡眠	睡眠	睡眠	睡眠・覚醒	おしっこ・泣く	睡眠	おしっこ・泣く
パパ	( )	( )	睡眠	睡眠	睡眠	睡眠	睡眠	睡眠	睡眠	睡眠	すいた・泣く	睡眠	( )
ママ	( )	( )	睡眠	睡眠	睡眠	睡眠	睡眠	睡眠	睡眠	睡眠	おしっこ・泣く	睡眠	( )
午後	12時	13時	14時	15時	16時	17時	18時	19時	20時	21時	22時	23時	24時
赤ちゃん	すいた・泣く	くずる	睡眠	睡眠	睡眠	沐浴	おしっこ・泣く	睡眠	睡眠	睡眠	おしっこ・泣く	覚醒	くずる
パパ	( )	( )	睡眠	睡眠	睡眠	睡眠	睡眠	睡眠	睡眠	睡眠	おしっこ・泣く	覚醒	( )
ママ	( )	( )	睡眠	睡眠	睡眠	睡眠	睡眠	睡眠	睡眠	睡眠	おしっこ・泣く	覚醒	( )

【赤ちゃんのお世話】  
 授乳 おむつ替え  
 あやす・歌う 抱っこ  
 あやす・抱っこ

【生活行為】  
 睡眠 起床・身支度  
 食事 入浴  
 食事作り 食器洗い  
 掃除 自由時間  
 洗濯 買い物

# こどもの人権について学ぼう

(人権課題)  
こども

## 指導事例の説明

特別支援学校に通うこどもたちは、生活経験の不足や、関わる人が限定的になりやすいことから、権利について意識する機会はありません。しかし、こどもたちが社会に出ることを考えたとき、「自分の権利を守ること」「他者と良好な人間関係を築くこと」は自立と社会参加のために必要です。

今回の授業では、「こどもの権利」について知り、自分にとって大切なものを10個並べ、友達と意見交換するという活動をとおして、児童自身の人権の大切さに気付くとともに、自他の意見の違いに気付き、それらを尊重することで、よりよい人権関係を醸成する機会としていきます。

## 本時の目標

- ・ 「こどもの権利」について知り、自分にとって大切なものを考えてランキングを作り、友達と意見交換することをとおして、自分のもっている権利に気付き、大切にしようという意識を高めるとともに、自分の意見とは違う友達の意見も尊重し、他者の権利も守ろうとする力を養う。

## 人権教育の視点

- ・ 自分自身が大切な存在であるという感情を育むとともに、友達の意見が様々であることを知ること  
で、自分と同じように友達の個性も大切に、よりよい人間関係をつくろうとする態度を育てる。  
(実践力)

## 生かしたい児童

- ・ 小学6年、通常学級に在籍する児童 A は視覚障害を有する全盲の児童である。自分の意見を発表したり、友達に自分の気持ちを伝えたりすることには慎重で、なかなか伝えられない傾向はあるが、相手を気遣った言葉掛けをすることができる。今回の授業では、この児童のよさを取り上げ、温かい言葉を掛け合うことで、よりよい人間関係をつくろうとする意識を高めさせたい。

## 人権教育の目標を踏まえた次の発達段階につなげるポイント

今回は「こどもの権利」についての理解を深め、どの権利も大切であること、自分も友達も大切な存在であることについて気付き、身近な人との人間関係を醸成する態度を育てます。

さらに次の発達段階である中学生の目標につなげていくために、「戦争」や「暴力」といった人権侵害の内容についても触れることで、他者の気持ちを想像する感受性を養うとともに、人権の意義に気付き、人権が尊重された社会の大切さについて意識できるようにしていきます。

展開

このような特性のある児童生徒、いませんか？  
【視覚や見え方に障害がある・読み書きに困難を感じる】

特別支援教育の視点を  
踏まえた支援

	学習活動	・指導上の留意点 ◎人権教育上の配慮	資料・準備物
導入	1 学習内容を確認する。  「ランキングを比較しながらお互いの権利を大切にしている行動を考えよう。」	・学習内容について確認し、分かりやすく説明する。  ◎温かな雰囲気を作れるよう、児童の発言にフィードバックを行う。	・PC ・モニター
展開	2 「子どもの権利条約」から、児童にとって考えやすいものを10個取り上げ、自分にとって大切だと思う順に並び替えを行う。  ※10個の権利に関しては実態に応じて内容や個数を検討する。  3 互いのランキングを発表し合い、比較する。  4 友達の考えたランキングを参考に自分のランキングを見直し、自他の大切な権利を守るためにどのようにしていく必要があるか考える。	・児童にとって身近なものを10個選んで取り上げて示す。  ・具体的な内容を説明する中で、自分に置き換えて考えられるように丁寧に説明する。  ・じっくり考える時間を設け、自分なりに納得したランキングを作れるようにする。  ◎ほかの人の意見も聞くことができるように配慮する。 ・自分の考えたものと比較できるよう、友達のランキングのカードも並べておく。  ・友達とランキングの理由について話し合うことで、自分と違う考え方があること、それぞれに大切にしたいことがあることを知ることができるようにする。 ・「戦争」や「暴力」などは身近でないことが考えられるが、身近にある子どもたちも世界にはいることに触れ、それらの子の気持ちを想像する機会をもつ。 ◎よりよい人間関係を築こうとする気持ちを高めるために、それぞれの意見を褒めたり、互いの意見を認め合ったりさせる。(実践力)	・「子どもの権利条約」カード×人数    ・筆記用具(点字盤等)
ふりかえり	5 意見を発表し合う。	・十分に考える時間をもたせ、自分の言葉で考えを表現できるようにする。 ◎友達の考えを聞くことで、自分の考えを深められるようにする。	

情報保障

友達の発言について、必要に応じて言葉で補足説明をしましょう。

見え方に応じた支援

- ・使いやすいカード(拡大文字・UDフォント・白黒反転・点字等)
- ・児童の人数分のカードの準備

読むことの負担軽減

使用するカードは項目だけ(イ、生きる権利等)にすると負担軽減につながりますね。

補助教材・補助資料等

日本ユニセフ協会抄訳 「読んでみよう! 『子どもの権利条約』 第1~40条」

※「子どもの権利条約」は前文と54条の本文から成り立っています。日本ユニセフ協会では、具体的な子どもの権利を定めた第1～40条を、わかりやすい抄訳として公開しています。

<p><b>第1条</b> 【子どもの定義】 18歳になっていない人を子どもとします。</p>	<p><b>第2条</b> 【差別の禁止】 すべての子どもは、みんな平等にこの条約にある権利をもっています。子どもは、国のちがいを、性のちがいを、どのようなことばを使うか、どんな宗教を信じているか、どんな言語を話しているか、どんな障害があるかないか、心やからだに障がいがあるかないか、お金持ちであるかないか、親がどいう人であるか、などによって差別されません。</p>	<p><b>第3条</b> 【子どもにもっとよいことを】 子どもに関係のあることが決められ、行われるときには、子どもにもっとよいことを向ける第一に考えなければなりません。</p>	<p><b>第4条</b> 【国の義務】 国は、この条約に書かれた権利を守るために、必要なら法律を作ったり政策を実行したりしなければなりません。</p>
<p><b>第5条</b> 【親の指導を尊重】 親（原簿）は、子どもの発達にそって、適切な指導をします。国は、親の指導を尊重します。</p>	<p><b>第6条</b> 【生きる権利・育つ権利】 すべての子どもは、生きる権利・育つ権利をもっています。</p>	<p><b>第7条</b> 【名前・国籍をもつ権利】 子どもは、生まれたらすぐに登録（出生届など）されなければなりません。子どもは、名前や国籍をもつことができるかぎり親を知り、親に育ててもらふ権利をもっています。</p>	<p><b>第8条</b> 【名前・国籍・家族関係が守られる権利】 国は、子どもが、名前や国籍、家族関係など、自分が自分であることを示すものをいかに守らなければならないかを守らなければなりません。</p>
<p><b>第9条</b> 【親と引き離されない権利】 子どもは、親と引き離されたい権利があります。子どもにもっとよいという理由から、引き離されることも認められますが、その場合は、親と会ったり連絡を取ったりできることとができます。</p>	<p><b>第10条</b> 【別々の国にいる親と会える権利】 国は、別々の国にいる親と子どもが会ったり、一緒にくらしたりするために、国を出入りできるようにします。親がちがう国に生きている子どもは、親と連絡をとることが出来ます。</p>	<p><b>第11条</b> 【よその国に連れさられない権利】 国は、子どもが国を外へ連れさられたり、自分の国にもどれなくなったりしないようにします。</p>	<p><b>第12条</b> 【意見を表す権利】 子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利をもつことができます。その意見は、子どもの発達にそって、じゅうぶんな考慮されなければなりません。</p>
<p><b>第13条</b> 【表現の自由】 子どもは、自由な方法でいろいろな情報や考えを広げる権利、知る権利をもっています。</p>	<p><b>第14条</b> 【思想・良心・宗教の自由】 子どもは、思想・良心・宗教の自由についての権利をもっています。</p>	<p><b>第15条</b> 【結社・集会の自由】 子どもは、ほかの入りと一緒に団体をくついたり、集会を行ったりする権利をもっています。</p>	<p><b>第16条</b> 【プライバシー・名誉の保護】 子どもは、自分や家族、住んでいるところ、電話やメールなどのプライバシーが守られ、また、他人から誇りを傷つけられない権利をもっています。</p>
<p><b>第17条</b> 【適切な情報の入手】 子どもは、自分の成長に役立つ多くの情報を手にいれる権利をもっています。国は、本、新聞、テレビ、インターネットなどで、子どものための情報が多量に提供されるように努め、子どもにもっとよい情報から子どもを守らなければなりません。</p>	<p><b>第18条</b> 【子どもの養育はまず親に責任】 子どもを育てる責任は、まずその両親（保護者）にあります。国はその手助けをします。</p>	<p><b>第19条</b> 【あらゆる暴力からの保護】 どんなかたちであれ、子どもが暴力をふるわれたり、不当な扱いを受けたりすることがないように、国は、子どもを守らなければなりません。</p>	<p><b>第20条</b> 【家族をそばに保つ権利】 家族をそばに保つ権利は、子どもと親（保護者）との関係に保つ権利として保つべきで、子どもにとってよくないことと判断され、家庭に保つことがなくなったり、子どもが、かわりの保護者や家庭を再入ることも守らなければなりません。</p>

<p><b>第21条</b> 【養子縁組】 子どもを養子にする場合には、その子どもにとってもっとよいことを考え、その子どもや新しい親（保護者）のことをしっかりと調べたうえで、国や公の機関だけが養子縁組を認めることができます。</p>	<p><b>第22条</b> 【難民の子ども】 自分の国の政府からのほく害をのがれ、難民となった子どもは、のがれた先で国で守られ、教育や訓練を受けることができます。</p>	<p><b>第23条</b> 【障がいのある子ども】 心やからだに障がいがある子どもは、尊厳が守られ、自立し、社会に参加しなげたり生活できるように、教育や訓練、保健サービスなどを受けられる権利をもっています。</p>	<p><b>第24条</b> 【健康・医療への権利】 子どもは、健康でいられ、必要な医療や保健サービスを受けられる権利をもっています。</p>
<p><b>第25条</b> 【施設に入っている子ども】 施設に入っている子どもは、その施設が子どものために必要であるかどうかが定期的に調べられる権利をもっています。</p>	<p><b>第26条</b> 【社会保障を受ける権利】 子どもは、生活していくのに十分な必要な生活を送る権利をもつて、金銭的な援助を受ける権利をもっています。</p>	<p><b>第27条</b> 【生活水準の確保】 子どもは、心やからだがかさかさに成長できるような生活を送る権利をもっています。親（保護者）はそのための第一の責任者ですが、必要ならば、国は、食糧、衣類、住むところなどについて、国が手助けをします。</p>	<p><b>第28条</b> 【教育を受ける権利】 子どもは、教育を受ける権利をもっています。国は、すべての子どもが小学校に行けるようにしなければなりません。さらに上の学校に進みたいときには、みんなにそのチャンスが与えられなければなりません。学校のきまりは、子どもを尊重が守られることと、考え方は守られませんが、あつては守られます。</p>
<p><b>第29条</b> 【教育の目的】 教育は、子どもが自分のもっている少数派の子どもや、もどからその土地に住んでいる人びとの子どもは、その民族の文化や宗教、ことばをもつ権利をもっています。</p>	<p><b>第30条</b> 【少数民族・先住民の子ども】 子どもは、体んだり、遊んだり、文化芸術活動に参加したりする権利をもっています。</p>	<p><b>第31条</b> 【休み、遊ぶ権利】 子どもは、体んだり、遊んだり、文化芸術活動に参加したりする権利をもっています。</p>	<p><b>第32条</b> 【経済的搾取・有害な労働からの保護】 子どもは、むやみやたらに働かせられたり、そのために教育を受けられなくなったり、心やからだに悪影響を及ぼすこととさせられさせられる権利をもっています。</p>
<p><b>第33条</b> 【麻薬・覚せい剤などからの保護】 国は、子どもが麻薬や覚せい剤などを売ったり買ったり、使ったりすることとにまかせないように守らなければなりません。</p>	<p><b>第34条</b> 【性的搾取からの保護】 国は、子どもが児童売淫や児童買春などに利用されたり、性的な虐待を受けたりすることとにまかせないように守らなければなりません。</p>	<p><b>第35条</b> 【誘拐・売買からの保護】 国は、子どもが誘拐されたり、売られさせられたりすることとにまかせないように守らなければなりません。</p>	<p><b>第36条</b> 【あらゆる搾取からの保護】 国は、どんなかたちでも、子どもの幸せをうばって利益を得るようなこととから子どもを守らなければなりません。</p>
<p><b>第37条</b> 【拷問・死刑の禁止】 どんな子どもに対しても、拷問や人道的でない扱いをしてはなりません。また、子どもを死刑にしたり、死ぬまで刑務所に入れたりすることとを許されません。もし、罪を犯したくないなら、罰金や牢獄に送られる権利もあつてはなりません。</p>	<p><b>第38条</b> 【戦争からの保護】 国は、15歳にならない子どもを軍隊に参加させないようにします。また、戦争中にまかせまかせた子どもを守るために、できることとにまかせ、子どもに支障を受けさせないように努めます。</p>	<p><b>第39条</b> 【被害にあつた子どもの回復と社会復帰】 被害にあつた子どもは、心やからだの権利を回復し、社会にもどるよう支障を受けさせないように努めます。</p>	<p><b>第40条</b> 【子どもに関する司法】 罪を犯した子どもは、ほかの人の人権の大切さを学び、社会にもどるよう支障を受けさせないように努めます。また、子どもに支障を受けさせないように努めます。</p>



令和7(2025)年度人権に関する作品コンクール  
イラストの部 入賞作品  
『どこまでも輝くもの』  
県立足利工業高等学校 鈴木 悠奈 さん

## 部落差別（同和問題）への理解を深めよう

（人権課題）  
部落差別（同和問題）

### 指導事例の説明

スマートフォンの普及により情報の拡散力が増大し、インターネット上の人権侵害が深刻化しています。部落差別（同和問題）においても、インターネット上において特定の地域が同和地区であると指摘する情報の流布により、差別や偏見、誹謗中傷等に発展し、人権侵害に当たる事案が散見されています。このような差別や偏見をなくすために、生徒一人一人が部落差別（同和問題）について正しく理解することが大切です。

本事例は、学習教材「人権の窓」（デジタル版）を活用しながら部落差別（同和問題）の歴史的背景や今なお残る心理的差別や偏見について学び、人権が尊重される社会の実現に向け、主体的に行動をしていく態度を育成する内容になっています。

### 本時の目標

- ・ 部落差別（同和問題）が起きた歴史的過程を知り、差別や偏見のない社会の実現に向けて、主体的に考えることができる。

### 人権教育の視点

- ・ 部落差別（同和問題）が起きた歴史的過程を知り、差別を受けてきた人々の心情や立場を共感的に理解することができる。（感受性）

### 生かしたい生徒

- ・ 生徒Aは、困っている人に自分から声を掛けたり、悩んでいる友達に寄り添ったりすることができる。当事者が体験したエピソードについて考える場面で、生徒Aの意見を取り上げて全体で共有し、学級全体での話し合いを深めさせたい。

### 人権教育の目標を踏まえた次の発達段階につなげるポイント

「学級内で起きた部落差別（同和問題）」及び「インターネットにおける部落差別（同和問題）」の2つのエピソードから、部落差別（同和問題）への共感的理解を深めます。次の発達段階である成人の目標につなげていくために、グループで出された意見について話し合うことをとおして部落差別（同和問題）の解消に向けての考えを深め、生徒一人一人が社会を担う当事者として主体的に人権尊重社会を築くための人権感覚を養います。

展開

このような特性のある児童生徒、いませんか？  
【物事に集中できない。自分の意見が言えない】

特別支援教育の視点を踏まえた支援

	学習活動	・指導上の留意点 ◎人権教育上の配慮	資料・準備物
導入	1 「人権の窓」【部落差別（同和問題）を考える】から、部落差別の起こり、歴史的背景を知る。 2 部落差別（同和問題）における心理的差別について知る。 3 学習課題を確認する。 「2つのエピソードをとおして差別解消に向けた具体的な行動を考えよう。」	◎ 4人程度のグループを作り、話しやすい雰囲気づくりを行う。 ・必要に応じて、学習教材「人権の窓」を活用する。 【全国水平社】 【医学の発展に貢献した人々】 【渋染一揆】 ・人権の窓【戦後の取組スライド10】を使い、部落差別（同和問題）の今なお残る心理的差別について、説明する。	・「人権の窓」部落差別（同和問題）編
展開	4 エピソード1から考える。 (1)エピソード1を聞く。 (2)感想を発表する。 5 エピソード2（ワークシートに示されたエピソード）から考える。 (設問1) (1)エピソード2を読む。 (2)問題点を考えて記入する。 (3)グループ内で話し合い、意見を発表する。 (4)他のグループの意見や、それを聞いた感想をまとめる。	◎意図をもって指名する。相手の立場を踏まえた感想を取り上げることで、相手の立場に立ったり、自分のこととして考えさせたりする。（感受性） ◎グループ内の特定の人だけでなく、グループ全員が話し合いに参加できるように声かけを行う。 ・インターネット上で部落差別を受けた当事者の体験をとおり、理不尽な差別に触れる。（結婚が破談になる・就職できないなど） ◎他のグループの多様な見方を尊重して聞き、気付いた点をワークシートにまとめさせる。	・ワークシート（設問1）
ふりかえり	6 人権が尊重された社会を実現するために、差別や偏見をどのように解消していくかについて考える。	・他のグループの生徒の発表を踏まえ、人権が尊重された社会の実現に向けて、今後できることを考える時間を確保する。 ・グループで意見を共有する。 ・エピソード2の後日談を語り、様々な法整備※によって差別解消に向かって社会は動いていることを確認する。	・ワークシート（設問2）

学習の目的、本時のテーマと活動内容を分かりやすく提示しましょう。

まとめ方として  
 ・ワークシートへの記入  
 ・タブレットへの入力  
 ・付箋などの活用など選択肢があってもよいですね。

話し合いのテーマを分かりやすく提示しましょう。

意見を伝えられるように、「賛成」「反対」「その他」など手掛かりになるカードがあると良いですね。

他のグループの意見に対するリアクションカード（いいね、すごい、質問…）などがあると分かりやすいですね。

みんなの意見を、モニターやタブレット、ホワイトボードなどに視覚的に分かりやすく示して共有しましょう。

※H28 部落差別解消の推進に関する法律  
R6 情報流通プラットフォーム対処法

いま のこ しん り て き さ べ つ  
今もなお残る「心理的差別」

こんにち じつたいてきさべつ おお かいぜん  
今日までに「実体的差別」は大きく改善されました。しか  
ひとびと かんねん いしき せんざい ことば ちじ ぎょうい ひょう  
し、人々の観念や意識に潜在し、言葉や文字、行為として表  
めん あらわ しん り て き さ べ つ いぜん のこ  
面に現れる「心理的差別」が依然として残っています。



いま のこ しん り て き さ べ つ  
今もなお残る「心理的差別」

にっぽんこくけんぽう ほう もと ひょうどう こんいん じゆう しょくぎょうせんたく  
日本国憲法で「法の下での平等」、「婚姻の自由」、「職業選択  
じゆう ほしょう  
の自由」が保障されているにもかかわらず、同和地区出身で  
あることを理由に、けっこん はんたい じゅうしょくとう  
結婚を反対されたり、就職等において不  
り あつか う もんだい  
利な扱いを受けたりするなどの問題があります。



## ・エピソード

### 【エピソード1】学級内で起きた部落差別（同和問題）の例

※授業者が読んで聞かせる。エピソードの内容は適宜変更して良い。

ある学校で、Aさんは大きなトラブルはなく良好な友人関係を築けていたが、周囲から急に距離を置かれるようになった。以前よりも声をかけられることが減り、グループ活動にも誘われなくなった。何か友人たちの嫌がることをしてしまったのかと不安に思ったAさんは、距離を置かれている理由を尋ねた。友人たちからは、「Aさんは被差別部落出身だから関わらないほうがいって親に言われた」「被差別部落は怖いところだと聞いた」「昔からそう言われているから」と言われた。

**後日談** ※エピソード1についての感想を学級全体で共有したあと（展開3の最後）に伝える。

学級担任がAさんとその友人らの様子がおかしいことに気付き、聞き取りをした結果、友人らの行為が部落差別（同和問題）であると考え、学級全体で部落差別（同和問題）について話をした。授業の後、友人らは「事実ではない情報や過去の言い伝えを信じてしまい、悪いことだとは思わずにAさんを避ける態度をとってしまった」「親が言っていることが正しいと思い込んでしまった」「Aさんが悪いわけではないのに、避けるような態度をとってしまい悪いことをしてしまった」と、自分たちが無意識に行ってしまった差別に気付くことができ、その後Aさんとの関係は良好になった。

### 【エピソード2】インターネット上の部落差別（同和問題）の後日談の例

※授業者が読んで聞かせる。エピソードの内容は適宜変更して良い。

Cさんの父親と祖父母は、Cさんから説得されて「部落差別（同和問題）を知ろう」という研修会に参加した。研修会では、部落差別の歴史的過程や、今なお残る心理的差別、そして「部落差別解消法」について知った。そこで初めて、Cさんの父親と祖父母は、Bさんに対して人権侵害をしてしまっていたことに気が付いた。改めてBさんに会い、被差別部落出身かどうかではなくBさんの人柄に目を向けて接することができ、その結果Bさんとの結婚を心から祝福した。

年 組 番 氏名 ( )

【エピソード2】

BさんはCさんと婚約していた。ある日、インターネット上にBさんが住んでいる地域は被差別部落（同和地区）であるという書き込みが行われた。自分が被差別部落出身だと伝えていなかったBさんは、急いでCさんにこのことを伝えた。Cさんは、「それは関係ない。Bさんと結婚したい。」と理解を示した。Cさんの母親と妹は、「Bさんがどこの出身であるかは関係ない」として結婚に賛成しているものの、この書き込みを見たCさんの父親と祖父母は結婚に反対している。

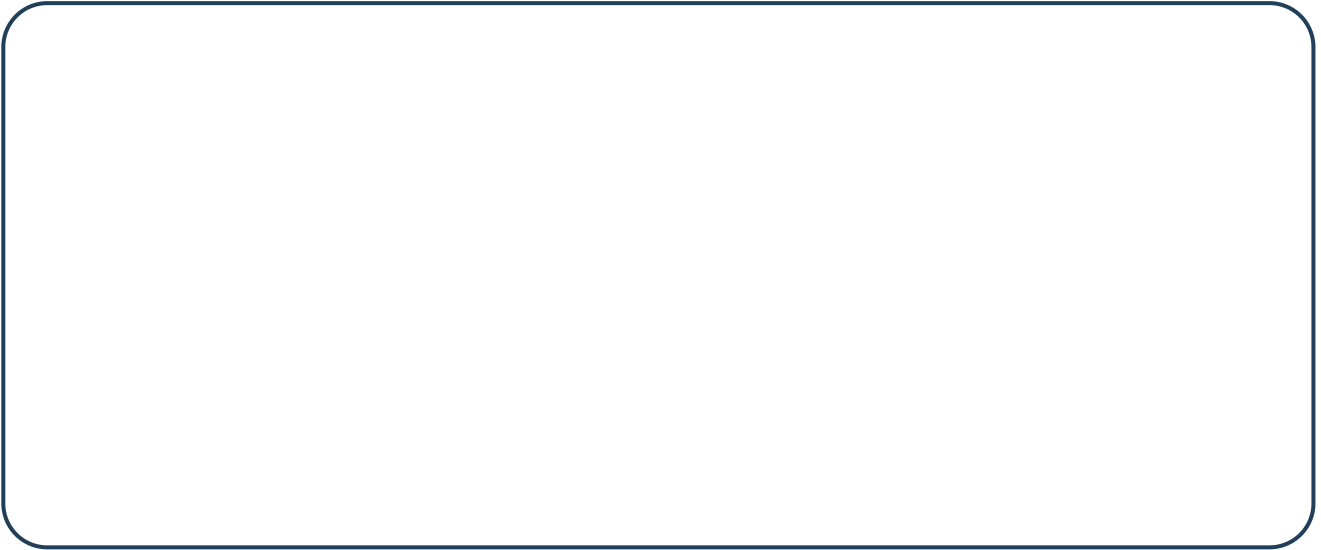
- 設問1 インターネット上における部落差別（同和問題）についてのエピソードを読んで、次の3人の立場に立って考え、それぞれの思いや問題点を考えてまとめてみましょう。

Bさん

Cさん

Cさんの父親

- 設問2 他のグループの意見を聞いて、考えたこと・感じたことをまとめてみましょう。  
(部落差別(同和問題)をなくすために努力していきたいことや、インターネット上で人権侵害をしないために気を付けていきたいこと)



○まとめ

人権が尊重された社会の実現に向け、あなたはどのように行動していくか、考えをまとめてみましょう。



## 多様な性について考えよう

(人権課題)  
性的マイノリティの  
人々

### 指導事例の説明

令和5年6月、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的として、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」(以下「理解増進法」)が成立し、施行されました。この理解増進法では、全ての人がかけがえのない個人として尊重され、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を目指し、多様な人々と協働することが求められています。本事例は、動画を通じて性に悩む登場人物やその周囲の人物の悩みや気持ちを考えることで、多様な性が認められる社会を築こうとする生徒の育成を図ります。

### 本時の目標

- ・ 性は多様であることや、自分とは異なる「他者」を理解しようとする態度を身に付けることで、より良い社会を築くための実践ができるようにする。

### 人権教育の視点

- ・ 性は多様であることを理解することで、互いを尊重し合う人間関係を築くことができる。(技能)

### 生かしたい生徒

- ・ 生徒 A は、自分の考えをはっきりと述べたり、教師や友達の発言に素直に耳を傾けたりすることができる。話合いの場で生徒 A の意見を取り上げ、人間関係を築くための技能を身に付けさせたい。

### 人権教育の目標を踏まえた次の発達段階につなげるポイント

本事例の活動をとおして、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性への理解を深め、生徒一人一人の人権意識を高めます。さらに、次の発達段階である成人の目標につなげていくために、当事者の悩みを全員で共有し、多様性が認められる社会をつくるために必要なことを考える活動をとおして、全ての国民が互いを尊重しながら共生する社会を作っていくことの必要性や意義に対する理解を深めていきます。

展開

このような特性のある児童生徒、いませんか？  
【考えたことや思ったことをすぐに口に出してしまう】

特別支援教育の視点を踏まえた支援

	学習活動	・指導上の留意点 ◎人権教育上の配慮	資料・準備物
導入	<p>1 性の多様性を知り、感じたことを発表する。</p> <p>2 ワークシート【活動1】に取り組むとともに、本時の目標を確認する。</p> <p>「多様な性を理解し、自分とは違う『他者』を理解しよう。」</p>	<p>◎性は多様で、全ての人に性的指向やジェンダーアイデンティティの要素があることを説明することで、性を自分ごととして捉えさせる。</p> <p>・生徒の性について個人のプライバシーを侵害（アウティング）することのないよう十分に配慮する。</p>	<p>・ワークシート</p> <p>・PC</p> <p>・電子黒板</p>
展開	<p>3 性の多様性に関する基本的な事項を学習する。</p> <p>4 動画（チャプター2）を視聴し、ワークシート【活動2】に取り組む。 (1)それぞれの立場で気持ちを想像し、ワークシートに記入する。 (2)ペアになり、互いの考えを発表し合う。 (3)ペアの意見をクラス全体に向けて発表する。</p> <p>5 ワークシート【活動3】に取り組み、性の多様性が認められる社会にするために必要なことを考える。 (1)個人で考えてまとめる。 (2)発表して共有する。</p>	<p>・生徒が理解できているか、丁寧に確認しながら説明する。一方的な講義にならないよう留意する。</p> <p>・以前は「性同一性障害」（精神疾患）であったが、現在は「性別不合」（精神疾患ではない分類）であることに触れる。</p> <p>・個人で考えを深めてから、ペアで話し合うよう促す。</p> <p>・「自分が当事者だったらどのような思いか」「周りにどのように行動してほしいか」などの視点を提示し、自分ごととして考えられるようにする。</p> <p>◎クラス全体に発表する際は、他者の立場を尊重できているペアの意見を取り上げるとともに、多様な意見を認め、受け入れるような雰囲気づくりに努める。</p> <p>◎自分ならどのように対応するか具体的に考えることによって、互いを尊重し合う人間関係を築けるようにする。（技能）</p>	<p>・資料プリント</p> <p>・ワークシート</p> <p>・映像資料</p>
ふりかえり	<p>6 本日のふりかえり</p>	<p>・教師の説明を聞き、自分とは異なる「他者」に共感し、よりよい社会を築いていこうとする意欲を高めさせる。</p>	<p>・ワークシート</p>

活動内容を分かりやすく提示し、見通しをもてるようにしましょう。

(例)

- 1 説明を聞く
- 2 目標を知る
- 3 性の多様性について知る
- 4 動画を見る
- 5 意見交換・発表
- 6 まとめ・振り返り

ルールを提示し、必要に応じて個別に確認しましょう。

(例)

- ・友達の意見を最後まで聞く。
- ・相手の気持ちを考えて発言する。
- ・相手を尊重した丁寧な言葉遣いをする。

互いの考えを認め合えるような雰囲気作りをしましょう。

補助教材・補助資料等

- ・動画 「あなたがあなたらしく生きるために 性的マイノリティと人権」  
<https://www.youtube.com/watch?v=G9DhghaAxlo>

## 多様な性について考えよう ワークシート

\_\_\_\_年 \_\_\_\_組 \_\_\_\_番 氏名 \_\_\_\_\_

### 【本日の目標】

多様な性を理解し、自分とは違う「他者」を理解しよう。

### 【本日の活動】

1. 自分の「性別」を心の中で考えよう
2. 動画を見て登場人物の気持ちを考えよう

自分が陽菜、奈々の立場になったと仮定して、次のことについて考えてみよう。

#### ★陽菜（主人公）

①何に悩んでいるのか②周りの人の言動のどんな点が気になるのかの2点について考えてみよう。

#### ★奈々（親友）

この動画の後に陽菜が悩みを打ち明けてくれたとしたら、どのような行動を取るべきか考えてみよう。

3. 性の多様性が認められる社会にするために必要なことを考えよう。

★性の悩みがある人が身近にいるとしたら、気を付けなければならない言動を考えて、具体的に記入しよう。

★性の悩みを身近な人から打ち明けられた時にどのような言葉かけを行うか考えて、具体的に記入しよう。

★性の多様性が認められる社会にするためにどのような心掛けをもつべきか考えて、具体的に記入しよう。



# 多様な性について考えよう 資料プリント

年 組 番 氏名 \_\_\_\_\_

## 1. 多様な性

ある一人の人間の「性」とは、以下の4つが主要な構成要素となっていると考えられている。

### ①身体性の性 (SEX)

→性染色体(X, Y)に基づく生物学的な性 (=身体的性別) のこと。

### ②性的指向 (Sexual Orientation=SO)

→「好きになる相手の性別」とも呼ばれ、どのような性別の人を恋愛対象とするのかを示すもの。

### ③心の性 (Gender Identity=GI)

→自分の性をどのように認識しているかを示すもの。

### ④表現したい性 (Gender Expression)

→自分の性をどのように表現するのかを示すもの。(例:髪型や服装などのファッション)

②③④を考える SOGI メーター



なかでも網掛けで示した②性的指向 (SO)と③心の性 (GI) は併せて「SOGI」(ソジ)と呼ばれ、私たち一人一人の性の在り方を指し、一人一人が当事者であるという極めて重要な概念と言える。

様々な性の在り方がある中で、性的マイノリティの人々(人口に占める割合が少ない人々)をLGBTと呼んだり、これにQuestioning【クエスチョニング】と Queer【クィア】(自分の性について疑問をもっていたり決めつけたりしたくない人)のQを加えてLGBTQ、LGBTQ+と呼んだりすることもある。

#### ※L…Lesbian (レズビアン)

心の性が女性であり、恋愛対象が女性。

#### ※G…Gay (ゲイ)

心の性が男性であり、恋愛対象が男性。

#### ※B…Bisexual (バイセクシュアル)

心の性を問わず、恋愛対象が女性にも男性にも向いている。

特に性的指向 (SO) に関する

#### ※T…Transgender (トランスジェンダー)

出生時に割り当てられた性別に違和感をもち、別の性別で生きている、または生きたいと望む人。

特に心の性 (GI) に関する

## 2. 性的マイノリティの人々が抱えてしまう困難

周囲の無理解が当事者を傷つけてしまうことがあるのはもちろんのこと、当事者を思いやったはずの行動がかえって彼らを悩ませてしまうことがある。

- ・学校でのからかい 家族との衝突 職場でのハラスメント 就職活動でのリスク 老後の不安など
- ・カミングアウトとアウトティング

カミングアウトとは、人に知られていない「性的指向」や「心の性」を他人に打ち明けること。他人に促されたり強要されたりして行うものではない。

アウトティングとは、本人の了承を得ずにその人の心の性、性的指向を第三者に暴露してしまうこと。絶対にやってはならない行動である。



令和7(2025)年度人権に関する作品コンクール  
イラストの部 入賞作品  
『どこまでも輝くもの』  
小山市立桑中学校 丹羽 泉葵 さん